

# えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者認定要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者に関する規程第3条の規定に基づき、えひめ南予きずな博（以下「きずな博」という。）を構成する絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

## (認定対象)

第2条 認定対象は、愛媛県南予9市町（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）の動画サービス提供事業者とする。

## (認定基準)

第3条 えひめ南予きずな博実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者の動画サービスについて、きずな博の開催目的に合致するとともに、きずな博終了後も継続的に取り組み、かつ話題及び集客が期待できると認められるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者として認定する。

- (1) きずな博の趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (4) 実行委員会の事業や他のプログラムの推進を妨げるおそれがある場合
- (5) きずな博の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) 暴力団又は暴力団員と関係がある場合
- (8) その他、認定することが不相当と認められる場合

## (認定申請)

第4条 絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者として認定申請する場合は、別に定める期日までに、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業計画書（様式）を実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

## (認定)

第5条 会長は、前条に規定する認定申請を受理したときは、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業認定検討委員会を開催し、認定の可否を決定する。この場合において、条件を付して認定することができる。

## (認定件数)

第6条 絶景ドローンスポットとして認定する件数は概ね4件程度とする。

(通知)

第7条 会長は、絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者の認定の可否について、動画サービス提供事業者に通知する。

(活動記録)

第8条 絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者として認定された場合は、実施状況を記録し、必要な書類を保管しなければならない。

(認定の取り消し)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽が判明した場合
- (2) 認定に際して付した条件に違反した場合
- (3) その他実行委員会が特に必要と認めた場合

(損失補償等の責任)

第10条 会長は、認定した絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者の事業に関して、損失の補償等の一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。